

## 議案第13号

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について

愛西市公共物管理条例（平成17年愛西市条例第130号）及び愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の改正に伴い、公共物占用料及び道路占用料の額等を改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正する  
条例

(愛西市公共物管理条例の一部改正)

第1条 愛西市公共物管理条例(平成17年愛西市条例第130号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第7条関係)

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位:円)
柱類を設置する 場合	第1種電柱	1本1年につき	770
	第2種電柱	1本1年につき	1,200
	第3種電柱	1本1年につき	1,600
	第1種電話柱	1本1年につき	690
	第2種電話柱	1本1年につき	1,100
	第3種電話柱	1本1年につき	1,500
	その他の柱類	1本1年につき	69
電線類を設置する 場合	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	7
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル 1年につき	4
管類を設置する 場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	29
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	41
	外径が0.1メートル以上	長さ1メートル	62

	0.15メートル未満のもの	1年につき	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	83
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	120
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	170
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	290
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	410
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル 1年につき	830
看板を設置する場合		表示面積 1平方メートル1年につき	2,100
工事用施設等を設置する場合		占用面積 1平方メートル1月につき	210

(愛西市道路占用料条例の一部改正)

第2条 愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第4条第9号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料
---------	----	----	-----

			(単位：円)
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	770
	第2種電柱	1本1年につき	1,200
	第3種電柱	1本1年につき	1,600
	第1種電話柱	1本1年につき	690
	第2種電話柱	1本1年につき	1,100
	第3種電話柱	1本1年につき	1,500
	その他の柱類	1本1年につき	69
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メートル 1年につき	7
	地下に設ける電線その 他の線類	長さ1メートル 1年につき	4
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	680
	地下に設ける変圧器	占用面積 1平 方メートル1年 につき	410
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個1年につき	1,400
	郵便差出箱及び信書便 差出箱	1個1年につき	580
	広告塔	表示面積 1平 方メートル1年 につき	2,100
その他のもの	占用面積 1平 方メートル1年 につき	1,400	
法第32条第1項 第2号に掲げる物	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メートル 1年につき	29

件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	41
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	62
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	83
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	120
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	170
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	290
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	410
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル 1年につき	830
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1平方メートル1年につき	1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積 1平方メートル1年につき	1,100

	地下に設ける通路		占用面積 1平方メートル1年につき	640
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1年につき	1,400
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートル1日につき	21
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1月につき	210
令第7条第1号に掲げる物件	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	210
		その他のもの	表示面積 1平方メートル1年につき	2,100
	標識		1本1年につき	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	21
		その他のもの	1本1月につき	210
	幕(令第7条第	祭礼、縁日その他の催しに際	その面積 1平方メートル1日	21

	4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	し、一時的に設けるもの	につき	
		その他のもの	その面積 1平方メートル1月につき	210
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,100
		その他のもの	1基1月につき	1,100
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積 1平方メートル1年につき	1,400	
令第7条第3号に掲げる施設		占有面積 1平方メートル1年につき	Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積 1平方メートル1月につき	210	
令第7条第11号	トンネルの上又は高架	占有面積 1平	Aに0.016	

に掲げる応急仮設建築物	の道路の路面下に設けるもの	方メートル1年につき	を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積 1平方メートル1年につき	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メートル1年につき	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積 1平方メートル1年につき	Aに0.028を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受け、若しくは法第35条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可を受け、若しくは同法第21条の規定により協議が成立したことにより道路を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有する場合の当該占有物件に係る平成28年度以後の各年度の占有料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる場合につき、当該占有物件に係る平成27年度の占有料の額（当該占有物件に係る平成28年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る平成27年度の占有の期間が異なる場合にあっては、当該占有物件に係る平



成 2 8 年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る平成 2 7 年度の占用の期間として第 2 条の規定による改正前の愛西市道路占用料条例第 2 条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額) に平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年度以後の各年度の 4 月 1 日までに経過した年数を指数とする 1. 2 のべき乗を乗じて得た額 (以下「調整占用料額」という。) とする。

- (1) ガス事業法 (昭和 2 9 年法律第 5 1 号) 第 2 条第 1 1 項に規定するガス事業者、電気事業法 (昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号) 第 2 条第 1 項第 1 7 号に規定する電気事業者及び電気通信事業法 (昭和 5 9 年法律第 8 6 号) 第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者 第 2 条の規定による改正後の愛西市道路占用料条例第 2 条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る平成 2 8 年度以後の各年度の占用料の額 (以下「新占用料額」という。) を当該占用者の事業所ごとに合計した額が調整占用料額を当該占用者の事業所ごとに合計した額を超える場合
- (2) その他の者 新占用料額が調整占用料額を超える場合